

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3328号)

令和8年3月23日

横情審答申第3328号

令和8年3月23日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村 雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

令和6年11月29日教図企第1280号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「添付した資料について下記の3点が確認できる文書 (1)「紛失している状況」について、請求者に連絡した内容がわかる文書※請求者は住所地に不在だった時期があり、紛失について連絡があっても確認できていない可能性があります。(2)請求者の「個人の情報にアクセスできない」と確認したことについて、その確認を教育委員会事務局が行うことができる旨の記載がある法令・通達等の文書 (3)「記者発表をしないこと（非公表）」について、非公表とした根拠が確認できる法令・通達・マニュアル等の文書」の不開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「添付した資料について下記の3点が確認できる文書 (1) 「紛失している状況」について、請求者に連絡した内容がわかる文書※請求者は住所地に不在だった時期があり、紛失について連絡があっても確認できていない可能性があります。(2) 請求者の「個人の情報にアクセスできない」と確認したことについて、その確認を教育委員会事務局が行うことができる旨の記載がある法令・通達等の文書 (3) 「記者発表をしないこと(非公表)」について、非公表とした根拠が確認できる法令・通達・マニュアル等の文書」の存否を明らかにしないで不開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、上記1に記載する行政文書(以下「本件審査請求文書」という。)の開示請求(以下「本件開示請求」という。)に対し、横浜市教育委員会(以下「実施機関」という。)が令和6年10月23日付で行った不開示決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の不開示理由説明要旨

本件審査請求文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第9条に該当するため、その存否を明らかにしないで不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

存否応答拒否の適用に当たっては、①特定の者を名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示若しくは不開示又は不存在を答えることによって、開示したのと同様の効果が生じること、及び②当該情報の有無が、不開示として保護すべき利益があることの二つの要件を備えていることが必要であると解されている。

(1) 上記①の要件の該当性

本件開示請求は、特定の個人を名指しし、教育委員会事務局中央図書館企画運営課が特定個人に文書を送付するなどのやり取り(以下「本件事実」という。)があったことを前提とし、その記載に係る文書の開示を求めている。そのため、本件開示請求に対して開示決定又は不開示事由該当を理由とした不開示決定若しくは一

部開示決定を行えば、本件事実があったことを公にすることになる。また、不存在による不開示決定を行えば、本件事実がなかったことを公にすることになる。その結果、本件事実の有無が公になることから、上記①の要件に該当する。

(2) 上記②の要件の該当性

本件事実の有無は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別できるものであることから、条例第7条第2項第1号に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。よって②の要件に該当する。

(3) 以上のことから、条例第9条に該当し不開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、主張書面及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 本件処分を取り消し、対象文書の全部又は一部を開示するよう求める。

(2) 「「紛失している状況」について、請求者に連絡した内容がわかる文書」については、条例第7条第2項第1号に該当するとの実施機関の主張を認める。しかし、「請求者の「個人の情報にアクセスできない」と確認したことについて、その確認を教育委員会事務局が行うことができる旨の記載がある法令・通達等の文書」及び「「記者発表をしないこと（非公表）」について、非公表とした根拠が確認できる法令・通達・マニュアル等の文書」については、個人に関する情報であるとの弁明は成り立たない。

(3) 審査請求人は、過去に任意の情報提供や開示請求により要綱等の文書を取得している。そのため、「法令・通知等の文書」及び「法令・通達・マニュアル等の文書」は、開示等が可能であると判断できる。

5 審査会の判断

(1) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、本件開示請求書の記載から、本件事実があったことを前提として、その記載に係る次に掲げる文書であると解される。

ア 横浜市職員厚生会から特定個人へ郵送するはずであった通知（「みんなのMYポータル」に関する大切なお知らせ）を横浜市南図書館が紛失している状況について、特定個人へ連絡した内容が分かる文書

イ 実施機関が横浜市職員厚生会に対して「みんなのMYポータル」から特定個人

の個人情報にアクセスできない状態を確認したことについて、その確認を実施機関が行うことのできる旨を記載した法令・通知等の文書

ウ 特定個人へ通知を誤送付したことについて、記者発表をしないこととした根拠が確認できる法令、通達、マニュアル等の文書

(2) 存否応答拒否について

ア 条例第9条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

イ 存否応答拒否を行うには、①特定の者を名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示、不開示又は不存在を答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が公になること及び②①で公になる事実、不開示事由に該当する事実が含まれていることの、二つの要件を備えていることが必要であると解される。このように、存否応答拒否は、開示請求に対して当該情報の開示若しくは不開示又は不存在を答えることによって、不開示として保護すべき情報を開示することとなることを回避するものである。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 本件処分は、実施機関が、条例第9条に基づき、本件審査請求文書の存否を明らかにしないで不開示決定をしたものなので、本件処分が存否応答拒否の二つの要件を備えているかについて以下検討する。

イ ①の要件の該当性について

本件開示請求書を確認したところ、特定個人が実施機関へ問合せのために送付した文書、実施機関から特定個人へ送付した文書等が資料として添付されていることが確認された。

これらの添付資料から、本件開示請求は、特定の者を名指しし、本件事実があったことを前提として開示を請求しているものであると認められる。

そのため、開示請求に対して、開示決定又は不開示事由該当を理由とした不開示決定若しくは一部開示決定を行った場合には、本件審査請求文書が存在すること、すなわち、本件事実があったことを明らかにすることとなる。また、不存在による不開示決定を行った場合には、本件審査請求文書が存在しないこと、すな

わち、本件事実がなかったことを明らかにすることとなる。

したがって、上記①の要件に該当する。

ウ ②の要件の該当性について

次に、本件事実に、不開示事由に該当する事実が含まれているか検討する。

- (ア) 条例第7条第2項第1号は、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

ただし、同号ただし書では、「ア 法令若しくは条例・・・の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

- (イ) 本件事実の有無は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、同号本文に該当し、ただし書アからウまでに該当しない。

エ したがって、本件審査請求文書は、存否応答拒否の要件を備えている。

- (4) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を条例第9条に該当するとして、その存否を明らかにしないで不開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 村上裕章、委員 嘉藤亮、委員 齋藤宙也

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 6 年 11 月 29 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 7 年 1 月 14 日	・ 審査請求人から主張書面を受理
令 和 7 年 1 月 14 日	・ 実施機関から反論書の写しを受理
令 和 8 年 1 月 26 日 (第465回第二部会)	・ 審議
令 和 8 年 2 月 18 日 (第466回第二部会)	・ 審議